

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年7月18日（平成29年（行情）諮問第301号）

答申日：平成30年11月2日（平成30年度（行情）答申第299号）

事件名：特定の指針を受けて特定公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（運用指針も含む。）を受けて特定公益法人が経済（通商）産業大臣に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月7日付け20170126公開経第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定公益法人の民営化がなされている以上、監督官庁として経済産業大臣は、本件開示請求に係る文書を取得しているはずである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

（2）意見書

本件対象文書を以前保有していたが廃棄した場合は、保有期間及び廃棄年月日を提出してほしい。特定公益法人においては、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき特定年月に民間企業へ事業譲渡しているのであるから、定款変更等の重大な決定がなされていることは確実であるので、これらに関する文書は本来永久保存のはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないため、平成29年2月7日付けで不開示とする原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

特定公益法人においては、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき特定年月に民間企業へ事業譲渡している。このため、仮に特定公益法人から営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面が、経済産業省へ提出がされていたとしても特定年月よりも以前にされていると推測される。公益法人に関する行政文書の保有期間は一般に5年（定款改定認可等の30年保存文書は除く）であるため、特定年月よりも以前に書面・計画が提出されていた場合、既に行政文書としての保存期限が終了している。そのため、開示請求時点において請求されている行政文書は保有しておらず、不存在による不開示とした原処分は妥当である。

なお、請求のあった行政文書について、情報技術利用促進課（旧：情報処理振興課。以下同じ。）において現在行政文書登録をしている文書はないものの、念のため、本件開示請求を受けた際に情報技術利用促進課において、文書自体の存否、記載の有無等を探索したが、実際に本件開示請求に該当する文書を保有していなかったことから原処分を行った。

また、審査請求を受けた際に再度情報技術利用促進課において文書を探索したが、本件開示請求に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年7月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月24日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年10月9日 | 審議 |
| ⑤ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成10年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（運用指針も含む。）を受けて特定公益法人が経済産業大臣又は通商産業大臣に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特定公益法人は、特定年月日に、従来行ってきた事業を民間企業に現物出資し、残存する事業を継続するため、その後、特定法人Xとして存続している。特定法人Xのウェブサイトに掲載されている特定公益法人の特定総会の配布資料において、指針について触れていることから、特定公益法人による民間企業への現物出資に当たり、当該指針の影響があったと考えられる。

イ そのため、特定公益法人から営利法人等への転換に向けての計画に関する文書が経済産業省又は通商産業省へ提出されたと推測されるが、本件開示請求及び審査請求を受け、その都度、経済産業省の関係部署において、念のため、書架・書庫等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

ウ なお、仮に本件対象文書が経済産業省又は通商産業省に提出されていたとしても、その提出時期は、上記現物出資が行われた特定年月日以前と考えられる。そこで、上記現物出資が行われた特定年月日の前日に有効であった平成13年1月6日制定の経済産業省行政文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）を確認したところ、同規程別表の行政文書の区分3「(2) 民法第34条の規定により設立された法人の業務の実績報告書」において、指導監督の結果報告等の保存期間は5年と規定されており、本件開示請求時点では、当該特定年月日から5年以上が経過しているため、保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

(2) 当審査会事務局職員をして特定法人Xのウェブサイトに掲載されている特定公益法人の特定総会の配布資料を確認させたところ、その内容は上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。また、諮問庁から文書管理規程の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであると認められることから、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久